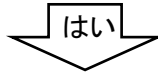


軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付にかかる確認方法について

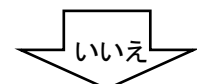
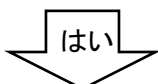
- ◆ 軽度者(要支援1・2、要介護1 ※自動排泄処理装置については要支援1～要介護3)である。
- ◆ 適切なアセスメントを行い、課題解決のために福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。



- ① 別表1の定めるところにより、調査票の基本調査において例外給付貸与が認められる状態像にある。
- ② 別表1のアの(2)、オの(3)については、認定調査結果がないため、主治医からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨の判断を行っている。

別表1

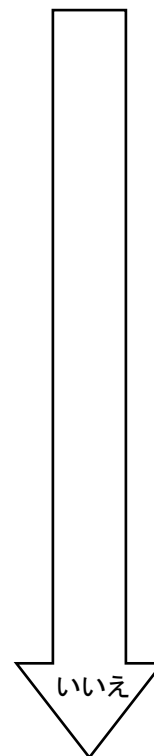
福祉用具貸与 対象外種目	要件 第 95 号告示第 25 号のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1) 日常的に歩行が困難な者 基本調査1-7:歩行「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 ※主治医からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1) 日常的に起き上がりが困難な者 基本調査1-4:起き上がり「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者 基本調査1-3:寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	(1) 日常的に寝返りが困難な者 基本調査1-3:寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器 ※(1)(2)のいずれにも 該当	(1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 又は 主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合
	(2) 移動において全介助を必要としない者 基本調査2-2:移動「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※(1)～(3)のいずれか	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 基本調査1-8:立ち上がり「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 基本調査2-1:移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ※主治医からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント
カ 自動排泄処理装置 ※(1)(2)のいずれにも 該当	(1) 排便が全介助を必要とする者 基本調査2-6:排便「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者 基本調査2-1:移乗「4. 全介助」





市への確認手続き

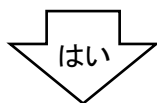
軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書	
添付書類	A 居宅(介護予防)サービス計画書
	B サービス担当者会議の記録
	C 福祉用具を必要とする理由が確認できる書類 (主治医意見書、医師の診断書等) ※別表1 アの(2)、オの(3)に該当で理由の確認方法が聴き取り以外の方
	D 車いす貸与に係る「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシート ※別表1 アの(2)に該当の方



③ 別表1にかかわらず、別表2のⅠ～Ⅲまでのいずれかの状態像に該当する。

別表2

Ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者 (例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
Ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例) がん末期の急速な状態悪化
Ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者 (例) ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避



市への確認手続き

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書	
添付書類	A 居宅(介護予防)サービス計画書
	B サービス担当者会議の記録
	C 福祉用具を必要とする理由が確認できる書類 (主治医意見書、医師の診断書等) ※別表1 アの(2)、オの(3)に該当で理由の確認方法が聴き取り以外の方
	D 車いす貸与に係る「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシート ※別表1 アの(2)に該当の方

④ 決定までの手順

<p>1. 確認申請書の提出</p>	<p>担当ケアマネジャーは、利用者に対し例外給付の確認申請について説明し、同意を得たうえ「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書」に、必要な添付書類を添えて南国市長寿支援課介護保険係に提出してください。</p> <p>※サービス計画書、サービス担当者会議の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～3の方・・・居宅サービス計画書の第1、第2及び第4表 ・要支援1・2の方・・・介護予防サービス・支援計画書及び介護予防支援経過記録
<p>2. 提出書類の確認</p>	<p>市では、以下の確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記別表1に該当する場合 申請書、添付書類の確認 ・上記別表2に該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. ケアマネジャー等が、医師の医学的所見に基づき、別表2のⅠ～Ⅲまでのいずれかに該当する旨の判断を行っていること。 2. ケアマネジャー等が、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨の判断を行っていること。
<p>3. 確認結果について</p>	<p>市による確認を行い、適正であると判断された場合には、確認通知書を担当ケアマネジャーに郵送します。</p> <p>※確認通知書</p> <p>提出を受けた「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書」の右上に受領印をもって「確認通知書」とし、写しを郵送します。</p>
<p>4. その他留意事項</p>	<p>(1) 申請期限は、原則として保険給付を開始しようとする月の前月末日とします。</p> <p>(2) 確認の有効期間は、要介護(支援)認定の有効期間の終了日までとします。</p> <p>(3) 確認の有効期間後も例外給付を継続する必要があるときには、初回の申請と同様の手続きにより継続申請を行ってください。</p>